

指示書

工事名:滋賀医科大学(医病)基幹・環境整備(特高受変電設備変圧器増設)電気設備工事

課長	課長補佐	係長	主任	係員
		 		

工事名：滋賀医科大学（医病）基幹・環境整備（特高受変電設備変圧器増設）電気設備工事

番号	図面番号	変更内容
1		下記の日程について変更します。 ・数量書配布日：令和7年7月16日（水） ・入札説明書等に対する質問提出期間： 令和7年7月3日（木）から令和7年7月24日（木）まで
2	現場説明書 (2)	別図1のとおり差し替えとする。
		以上

- ⑨ その他
- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される付設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 文部科学省が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。

- (2) (1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。

- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

- (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

- ① 指名停止又は文書注意
- 暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付付文法施第345号文部施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。
- なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の発起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。
- ② 工事成績評定への反映
- 工事成績評定要領（平成20年1月17日付付文部施設企画部長法裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

- (1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録
- この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）へ登録すること。
- 〔余格期間対象工事の場合〕
- なお、技術者の従事期間は、余格期間を含まないものとする。

- (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳のつくり方」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度の履行

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）、発注者に提出しなければならない。
- また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づき履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告格括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

- (4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）、及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付付文部施設企画部長法裁）による工事成績評定の対象工事である。

- (5) ワンデーレスポンスの実施について

- 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

- (7) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

【現場施工に着手する日が確定している場合】	
①	請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
②	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

- (8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間、）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間、なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。
- ウ 工場製作を含む工事である、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取れること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取れることをいう。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

- (9) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

＝【専任特例1号の配置を認める場合】＝

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例1号」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件全てを満たさなければならない。
- ア 各建設工事の請負代金の額が、一億円未満（建築一式工事の場合は二億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が一億円（建築一式工事の場合は二億円）以上となった場合には、その以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者各工事毎に専任で配置しなければならない。
- イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむねその時間以内であること。なお、登記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に關し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ウ 当該建設業者が法文者となった請負契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、本工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、その以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者各工事毎に専任で配置しなければならない。
- エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いて定めること。なお、当該建設工事は土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に關し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が連絡から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同一であり、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社から配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことなど留意が必要である。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術者を利用する方法により把握するための措置を講じていること。なお、情報通信技術者については、現場作業員の入退場が記録から確認できるものとし、GPS又はGPSとAP連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、連絡から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法二十八条の整備の保存期間と同一期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所に保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。
- イ 当該建設業者の各名称及び所在地
- ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込及び労働時間の実績
- ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表十段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

- (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
- (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器
- キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのための、登記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

ク 業務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が業務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、(イ)～(キ)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として業務する事となる場合、前項ア～エの事項について確認できる書類を提出すること。

- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコサインズ（CORINS）への登録を行うこと。

＝【専任特例1号の配置を認めない場合】＝

本工事は、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

- (10) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

＝【専任特例2号の配置を認める場合】＝

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件全てを満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として業務する事となる場合、前項ア～エの事項について確認できる書類を提出すること。

- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコサインズ（CORINS）への登録を行うこと。

＝【専任特例2号の配置を認めない場合】＝

本工事は、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

- (11) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

＝【専任特例2号の配置を認める場合】＝

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件全てを満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として業務する事となる場合、前項ア～エの事項について確認できる書類を提出すること。

- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコサインズ（CORINS）への登録を行うこと。

＝【専任特例2号の配置を認めない場合】＝

本工事は、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

- (12) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

＝【専任特例2号の配置を認める場合】＝

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件全てを満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

＝【専任特例2号の配置を認めない場合】＝

本工事は、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

- (13) デジタル工事写真の小板板情報電量化について

デジタル工事写真の小板板情報電量化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小板板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小板板情報電量化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小板板情報電量化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができ。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）に準ずる。

- ① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小板板情報電量化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入が

できること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府に開ける調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

- ② デジタル工事写真における小板板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小板板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小板板情報の電子的記入を行う項目は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小板板情報電量化」と「小板板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の使用が困難な工程が想定される）。

- ③ 小板板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小板板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小板板情報電量化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時には、受注者はURL（http://www.oals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を掲載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小板板情報電量化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することができる。

④ 共通費実態調査について

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における調査費精算の一層の適正化を図ることを目的とした、「共通費実態調査」の対象工事である。

調査票は監督職員から配布するものとする。なお、調査票は、以下に掲載している。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

- (15) 工事における数量公開について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑤ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑥ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑦ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑧ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑨ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑩ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑪ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑫ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

⑬ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑭ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑮ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑯ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量」を別添、~~の提供方法は入札説明書による。

この数量書に対する質問がある場合には、入札説明書に記載のとおり提出するものとする。また、回答方法・時期についても、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

⑰ 数量書に対する質問の回答について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、~~「見積書を行うために必要な数量並びに材料等の品名と数量~~